

》 》 》 ご 存 知 で す か ‹ ‹ ‹

【交通遺児等へ育成資金貸付け】

※義務教育終了まで育成資金が 無利子 で借りられます

対 象 者 自動車事故により死亡または重度後遺障害者となられた方の
0歳から中学校卒業までのお子様

貸付金額	一時金	155,000円
	毎月	20,000円
	入学支度金	44,000円

返 済 期 間 中学卒業後20年以内
(高校・大学等に進学する場合は、卒業まで返済開始は猶予)

【重度後遺障害者へ介護料支給】

対 象 者 自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し
重度の後遺障害を持ったために、常時または随時の介護が
必要な状態にある方

支 給 金 額 ①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」
で症状が「最重度」とであると認められた方
月額 68,440円～136,880円

②上記①以外で常時の介護が必要な方
月額 58,570円～108,000円

③随時の介護が必要な方
月額 29,290円～54,000円

詳しくは・・・

独立行政法人

自動車事故対策機構 徳島支所

〒770-0003 徳島市北田宮2丁目14番50号

(徳島県トラック会館2階)

TEL (088) 631-7799